

本校保護者 各位

県立那覇商業高等学校  
校長 與那覇 正人  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係る 緊急事態宣言下における9月27日から10月1日までの登校について

平素より、本校における教育活動並びに新型コロナウイルス感染症対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。みだしのことにつきまして、県教育委員会より通知が届いております。本校の対応は、下記のとおりとなりますのでご確認ください。

なお、令和3年9月16日付け那商第642-13号でお知らせしました日程は本号にて変更となります。また、10月4日(月)からは通常登校及び通常日課となります。

引き続き本校においても新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいります。ご家庭におかれましてもお子様への感染症拡大防止等の対応をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 登校及び日程等について

(1) 登校方法：全学年時差登校

(2) 校時表

SHR	9:15～9:25	5校時	13:55～14:40
朝学	なし	6校時	14:50～15:35
1校時	9:35～10:20	清掃・消毒	15:35～15:50
2校時	10:30～11:15	SHR	15:50～15:55
3校時	11:25～12:10		
4校時	12:20～13:05		
昼食	13:05～13:50		

※下校時間 原則17時(進路活動・課外、その限りではないが19時前までの下校とする)

#### 2. 進路活動について

校外において説明会について、保護者承諾の参加とします。学校より承諾書を生徒通じて持たせますので、保護者押印のうえ、学校へご提出ください。なお、緊急事態宣言地域から県外への往来は自粛になっています。参加の見合わせをお願いします。

#### 3. 部活動

10月3日(日)までの期間中の部活動は原則休止とする。但し、下記の場合はその限りではない。

- (1) 全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
- (2) 九州・全国の予選を兼ねる県大会及びコンクール等に限り、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
- (3) 上記(1)(2)において練習が許可された場合、平日90分以内(早朝練習なし)、土日祝日は2時間以内、必要最小限の人数での練習とする。また、分散登校により登校しない学年等の部活動については行わないこと。(部活動のために、登校することがないようにすること)さらに、学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。

裏面に続く

#### 4. 感染症対策について

- (1) 引き続きマスク着用・手洗い消毒及び登校前の検温の実施。37.5度以上の場合や風邪症状の場合は登校を見合わせる(出席停止扱い)。
- (2) 不要不急の外出(特に夜8時以降の外出は自粛)及び混雑(3密、密集・密閉・密接)している場所へは行かないなどの確認。
- (3) 下校後は、商業施設をはじめ飲食店の立ち寄りやコンビニエンスストアなどでたむろしないようにしてください。
- (4) 公共交通機関で下校する皆さんは、乗車中は会話を控え、しっかりとマスク着用などの感染対策をしましょう。
- (5) 昼食時において対面及び会話は控え、会話の際はマスクを着用する。

#### 5. 体育着登校について

令和3年5月31日付け事務連絡お伝えしました体育の授業がある日の体育着登校につきましては、当面の間行いません。なお、部活動着・クラスTシャツは不可。

#### 6. 登校にあたって

那商第142号・令和3年4月7日付けの文書でも連絡しておりますが、学校保健安全法第19条に基づく出席停止となります。また、学校への連絡もお願いします。

- (1) 感染が判明した者(治癒するまで)
- (2) 濃厚接触者に特定された者(保健所が自宅待機などを求めた期間)
- (3) 発熱等の風邪症状がみられる者(症状がなくなれば登校は可能)

※ 発熱等の風邪症状とは、発熱(平熱より高い体温、あるいは37.5℃以上を目安とする)咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、臭覚障害などの症状  
但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く

- (4) レベル2・3の感染状況の段階にある地域(9月24日現在レベル3)
  - ① 児童生徒等に風邪症状等はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者(同居の家族に症状がなくなれば登校は可能)
  - ② 同居する家族が「濃厚接触者に特定され発熱等の症状がある」場合や「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合、児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となります。  
※ レベル1においては、同居する家族が「濃厚接触者に特定された」場合や「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合、児童生徒等本人に風邪症状がなければ登校可能です。
- (5) 家族・友人等が感染し濃厚接触の疑いがある場合は、保健所からの濃厚接触者の特定がなされていなくても登校を見合わせ、学校へ連絡をしてください。